

平成29年度 あさぎり町議会第4回会議会議録（第14号）						
招 集 年 月 日	平成29年9月5日					
招 集 の 場 所	あさぎり町議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	平成29年9月15日 午前10時00分		議 長	山 口 和 幸	
	散 会	平成29年9月15日 午後 2時28分		議 長	山 口 和 幸	
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出 席 16名 欠 席 0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不 応 招	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別
	1	市 岡 貴 純	○	9	永 井 英 治	○
	2	難 波 文 美	○	10	皆 越 てる子	○
	3	加賀山 瑞津子	○	11	小見田 和行	○
	4	橋 本 誠	○	12	奥 田 公 人	○
	5	久 保 尚 人	○	13	久保田 久男	○
	6	小 出 高 明	○	14	溝 口 峰 男	○
	7	森 岡 勉	○	15	徳 永 正 道	○
	8	豊 永 喜 一	○	16	山 口 和 幸	○
議事録署名議員	9番 永 井 英 治 10番 皆 越 てる子					
出席した議会書記	事務局長 片 山 守 事務局書記 林 敬 一					
地方自治法第121 条により説明のため出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職 名	氏 名	出欠等 の 別	職 名	氏 名	出欠等 の 別
	町 長	愛 甲 一 典	○	教 育 長	中 村 富 人	○
	副 町 長	小 松 英 一	○	教 育 課 長	木 下 尚 宏	○
	総務課長	土 肥 克 也	○	会 計 管 理 者	田 中 伸 明	○
	企画財政課 長	神 田 利 久	○	農 業 振 興 課 長	甲 斐 真 也	○
	税務課長	那 須 正 吾	○	商 工 観 光 課 長	北 口 俊 朗	○
	町民課長	宮 原 恵 美 子	○	建 設 林 業 課 長	坂 本 健 一 郎	○
	生活福祉課 長	竹 下 正 男	○	上 下 水 道 課 長	深 水 光 伸	○
	高齢福祉課 長	上 村 哲 夫	○	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 林 弘 幸	○
	健康推進課 長	岡 部 和 平	○			
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第14号）

日程第 1	認定第 1号	平成28年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2	認定第 2号	平成28年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3	認定第 3号	平成28年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4	認定第 4号	平成28年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5	認定第 5号	平成28年度あさぎり町上財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 6	認定第 6号	平成28年度あさぎり町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7	議案第25号	平成28年度あさぎり町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
日程第 8	認定第 7号	平成28年度あさぎり町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 9	認定第 8号	平成28年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第10	認定第 9号	平成28年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第11	報告第10号	平成28年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
日程第12	報告第11号	平成28年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告について
日程第13	報告第12号	平成28年度有限会社 あさぎり町ふるさと振興社の経営状況の報告について
日程第14	報告第13号	権利の放棄について
日程第15	議案第26号	あさぎり町上財産区の財産に関する処分について
日程第16	議案第27号	あさぎり町上財産区設置条例等を廃止する条例の制定について
日程第17	議案第28号	あさぎり町林業振興基金条例の制定について
日程第18	議案第30号	平成29年度あさぎり町上財産区特別会計補正予算（第2号）について
日程第19	議案第29号	平成29年度あさぎり町一般会計補正予算（第4号）について
日程第20	諮問第 3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第21	諮問第 4号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第22	発議第 2号	熊本地震被害者の住宅再建に関する意見書について
日程第23	発議第 3号	「全国森林環境税」の創設に関する意見書について

本日の会議に付した事件

日程第 1	認定第 1号	平成28年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2	認定第 2号	平成28年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3	認定第 3号	平成28年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4	認定第 4号	平成28年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5	認定第 5号	平成28年度あさぎり町上財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 6	認定第 6号	平成28年度あさぎり町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7	議案第25号	平成28年度あさぎり町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
日程第 8	認定第 7号	平成28年度あさぎり町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9	認定第 8 号	平成 28 年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 10	認定第 9 号	平成 28 年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 11	報告第 10 号	平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
日程第 12	報告第 11 号	平成 28 年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告について
日程第 13	報告第 12 号	平成 28 年度有限会社 あさぎり町ふるさと振興社の経営状況の報告について
日程第 14	報告第 13 号	権利の放棄について
日程第 15	議案第 26 号	あさぎり町上財産区の財産に関する処分について
日程第 16	議案第 27 号	あさぎり町上財産区設置条例等を廃止する条例の制定について
日程第 17	議案第 28 号	あさぎり町林業振興基金条例の制定について
日程第 18	議案第 30 号	平成 29 年度あさぎり町上財産区特別会計補正予算（第 2 号）について
日程第 19	議案第 29 号	平成 29 年度あさぎり町一般会計補正予算（第 4 号）について
日程第 20	諮問第 3 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 21	諮問第 4 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 22	発議第 2 号	熊本地震被害者の住宅再建に関する意見書について
日程第 23	発議第 3 号	「全国森林環境税」の創設に関する意見書について

午前 10 時 開 議

●議会事務局長（片山 守君） 起立、礼、おはようございます。着席。

◎議長（山口 和幸君） ただいまの出席議員は 16 人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。ここで町長より先般を行われた小見田議員の一般質問に対する答弁について、発言の申し出がっておりますのでこれを許可します。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議会最終日、本日、どうぞよろしくお願いいたします。ただいま議長からお話いただきましたようにですね、9 月 5 日の小見田議員からの一般質問において私の発言の中に、町民の皆様误解を与える発言がありましたので、この場をおかりして説明を加えさせていただきます。住民投票とか、そういう声上がることに對して、このような要望を受けることは好ましくない。そういうことに對して、正直言って町の職員の仕事も増えていく。これは大きなマイナスとお答えいたしましたけれども、私の答の趣旨は住民投票、あるいはそのような声が上がらないように、町の事業及び政策を事前に十分説明して進めることが、職員の仕事もスムーズに進めていくことができる。このように考えているということでございます。以上、誤解を招く発言があったことをおわびいたします。

◎議長（山口 和幸君） 次に、決算審査意見書について、溝口議員からの質疑に對しまして、昨日、代表監査委員と議選監査委員との合議がなされておりますので、議選監査委員から報告を受けたいと思います。森岡議選監査委員。

○議員（7 番 森岡 勉君） はい。おはようございます。ただいま議長のほうから御案内のありましたとおり、昨日、監査会議を実施いたしまして、先般 9 月 8 日の決算審査意見書の質疑の中で、溝口議員から財産台帳の価格の整備、3 年ごとの見直し及び執行部に対する監査委員の指導についての御質問がございました。このことにつきまして、後日回答ということでございましたので、昨日、山本監査委員と協議いたしまして、

意見がまとまりましたので、議選の私のほうから報告をさせていただきます。御質問の財産台帳の価格の整備、3年ごとの見直しにつきましては、皆さん御承知のとおり現在、総務課で公会計への移行に向け、公有財産台帳の整備途中であります。整備途中ということで、決算審査においては、公有財産の移動を除き審査を行っておりません。このため、今回の反映はできないものでございます。また整備されていない場合の執行部に対する監査委員の指導という御質問につきましては、現在整備途中ということで、公会計への移行を期限までに確実にいき、決められた公表を行なうように依頼したところでございます。今後ですね、公会計に移行することによって、御指摘にあった財産台帳価格の整備などができることとなりますので、当然、決算審査の対象として公表しなければならないと考えておりますので、それまでお待ちいただきたいと思います。以上でございます。

日程第1 認定第1号

◎議長（山口 和幸君） 日程第1、認定第1号、平成28年度一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。生活福祉課長。

●生活福祉課課長（竹下 正男君） おはようございます。決算認定質疑におきます、生活福祉課分のですね、2番議員からのお尋ねがありましたひとり親の人数についてですね、母子家庭と父子家庭の数をというお尋ねがありましたので、お答えしたいと思います。平成28年度でですね、母子家庭につきましては352、それから父子家庭につきましては37ということで出ております。よろしいでしょうか。それからもう一つですけども、次に5番議員からお尋ねの決算審査意見書の中の公営住宅使用料の徴収状況第9表により、収入未済額が増えている状況を見て生活困窮者が増えてきているのではないかと考えている。この生活困窮者を助けるためにも福祉の面で何ができるか、どのように考えるかというお尋ねがありましたのでお答えしたいと思います。生活福祉課所管では、決算審査意見書の中に第8表でですね、保育料の収入状況というのがありますが、保育料の滞納が出てきますと、保護者との話し合いを実施しまして、保育料徴収計画を作成、計画を立てていただきます。それでも納入に滞るようなことがありましたら再度話し合いの場を設けますが、民生委員、それから児童委員の方をですね、通じて情報をいただくこともある状況です。その中で、生活福祉課と社会福祉協議会との担当が外向きまして、生活困窮に対してのですね確認から相談を受け、それぞれのケース会議等を実施して対応していくということで実施しておりますので、そういうお答えとしたいと思います。よろしくお願いします。

◎議長（山口 和幸君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（上村 哲夫君） はい。先日の厚生常任委員会所管分の決算認定質疑の中で、ただいま生活福祉課長からありましたが、久保議員からの生活困窮者の関係の質問でお尋ねがあった点につきましてお答えさせていただきます。高齢福祉課所管分におきましては地域包括支援センターに配置されている社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師がそれぞれの専門的な知識と経験を生かしながら、さまざまな相談や指導などの対応に当たっております。また、保険料の滞っている滞納者に対しましては、今年から相談日を設定いたしまして、個別に通知をし、ご来庁いただいた上で相談をお受けしている状況でございます。その際に、ほかの課に関連する事項についてはまず、相談者の個人情報に配慮しつつ、情報の共有が必要と判断された場合は、それぞれの業務担当との連携を行ったり、生活困窮者などの支援が必要な場合には、関係職員による個別のケア会議を開催して対応している状況でございます。まずは、その人にとって最優先で支援または解決しなければならないことは何かという点をポイントとして対応している状況でございます。次に、橋本議員からの確認を行う旨、答弁をいたしておりましたいきいき100歳体操DVDの提供につきましては、この事業の普及拡大を目的として、会場ごとに現在お渡ししておりますけれども、地区や、会場体には限らずグループやちょっとした集まりのときに紹介するという目的での活用でありますので、お渡しできると

いうことでございますので、個別に担当に御連絡いただければと思います。よろしくお願いいたします。最後に、皆越議員からの質問で配食サービス事業の近年の動向についてお尋ねがございました。調査いたしました結果、現在、介護保険事業での配食の生活支援サービスにつきましては、JA木綿葉さんとりゅうきんかさん、この2施設が実施いたしております。利用者数につきましては、平成26年の57人から、去年は7人減って50人、延べ利用者人数で平成26年が535人だったのが、去年が406名と129人減少しております。この点につきましては、人吉球磨におきましても、民間の配食サービスを行う事業者が増えてきた。ということが主な要因と考えられます。一方で提供する食の数、食数は逆に増えておりまして、平成26年が6,296食だったのが、去年6,470食ということで174食増えております。この点につきましては、1日2食まで配食が可能ですが、今まで1日1食だった人が昼と夜に配食を受ける人が増えてきたということが原因として思われます。以上で回答させていただきました。以上でございます。

◎議長（山口 和幸君） 建設林業課長。

●建設林業課長（坂本 健一郎君） 町営住宅の家賃滞納に関する御質問が厚生常任委員会所管の本会議で質問があったということでございました。町営住宅滞納者が先ほどありましたように生活困窮者イコールであるかどうか分かりませんが、当課の積算方法といいますか減免措置等についての御紹介をさせていただきたいと思います。新しい年度ですね、住宅家賃を決めるに当たりましては、前々年度の収入申告を全世帯分の方、入居されている世帯の方の分全員の分を提出していただきます。まさに今、平成30年度の家賃を決定するに当たり今出しているところでございます。それをもとにですね新年度の家賃を決定いたすわけですが、まずその中でも減免対象っていいですかね、という制度がございますが生活保護法による生活保護の方は当然これはございます。それから生活保護以外の方につきましても、基準により算定した月額収入額いわゆる、最低生活費を算出する計算ルールがございます。それに基づきまして月收入額の割合に応じて家賃の減額する減額率というのがございます。これは、50%、30%、20%というような方式でこの収入額を算出してですね、やる方法がございますので、収入が減った場合には、そういうことで前々年度の収入ではありますが、そういう制度がございます。それから住宅使用料の滞納者ですね、高額といいますかなみに滞納額50万以上の世帯が28年度決算では12名の方該当されていらっしゃるけれども、こういうメンバーの方、いろいろ見てみますと、担当からのほうも報告を受けておりますけれども、必ずしもこの所得状況を見ますときに、生活困窮なのかなと疑問を呈するような方も半数程度いらっしゃると思います。そういうことで福祉のサイドとの連携っていいですか、そういう答弁になるかどうか分かりませんが、建設林業課で把握しております減免措置、収入申告による新年度の家賃決定の方法については以上でございます。

◎議長（山口 和幸君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） はい。それでは町民課所管の決算審査時に、11番の小見田議員より、生ごみ分別にかかりますところの人吉球磨広域行政組合負担金への効果ということで御質疑がありまして御説明を申し上げましたところ、資料の御請求をいただいておりますのでお手元に資料をお配りさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） おはようございます。総務課からは、総務文教常任委員会所管分の説明質疑の中で、施設管理に対する費用の一覧、また収入の一覧を提示できないかという要請がございました。本日A3施設管理費一覧表を平成28年度分として皆様のお席にお配りしておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 企画財政課長。

●企画財政課長（神田 利久君） おはようございます。11番議員よりお尋ねがございました人吉球磨のバスの幹線道路の輸送人員についての表をお手元に差し上げているかというふうに思います。平成22年度から28年度の状況をここに記載しているところです。これを見ていただきたいと思います。よろしくお願いします。

◎議長（山口 和幸君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい。総務文教のときの説明質疑の中で2番、難波議員のほうから給食センターの残菜についての御質疑がございました。平成28年度におきましては年間の残菜が957キロ出ております。給食回数が197回しておりますので1日平均いたしますと4.85キロというふうになります。で、1日当たりの調理のでき上がり数量といたしましては、これはあくまで目安ですけれども、1,022キロということですので、割りますと残菜率は1日出る量としては0.47%という数字になります。参考までに残菜の処理方法ですけれども、現在は残菜のほうは養豚農家のほうで契約を行っておりましてそちらのほうで処理をさせていただいております。それと野菜の切りくずにつきましては、28年の7月までは燃えるごみで処理しておりましたけれども、9月から有機センターのほうでの処理をお願いしているところでございます。以上でございます。

◎議長（山口 和幸君） 他にありませんか。補足説明が終わりましたので、これから総括質疑を行います。質疑ありませんか。10番、皆越てる子議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい、10番です。教育課にお尋ねいたします。あさぎり町決算審査意見書の中の成果説明書ですけども、30ページにですね、体育施設管理事業というのがあります。そこでですね、成果を書いてありますけども、この成果っていうのをですね、どういうことで成果等を表記されたものかお尋ねいたします。それとですね105ページの中で、課長の説明の中でですね、備品購入費がありました。そこでですねバトミントンの支柱を購入したというような御説明でありましたので、これバトミントンのみに使用されるものかどうかお尋ねします。あとはですね、あと1点ですけども、これ町長にお尋ねしたいんですがいいのかなと思いますけれども、学校支援費ですけども、この小学校が10名と中学校が2名というなことで、平成こう私20年からたどってみますと、結構なお金に金額になっております。小学校は10名で一応維持しておりますけども中学校も2名で維持しております。金額がですねやはり結構町で出すお金というのが2,200万ほどでございますので、この支援の取り扱いについてもですね、町長部局におきましてよその町村もですけども、この財政難の折にですね、県に働きかけとか、県とか全国ですけどもその補助員の支援方針についてもですね、町で出すべきかなあて思いますので、その辺のところの町長の見解をお尋ねしたいと思います。

◎議長（山口 和幸君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい、まず一つ目の成果説明書のほうの施設管理の説明ですけれども、いわゆる教育委員会で管理しておりますそれぞれの体育施設についての維持管理経費がこれだけかかっているというところでその成果というところで上げさせていただいております。また年間の利用者をここに計上させていただいたということでございます。それから、2点目の上総合失礼いたしました。バトミントンの支柱の備品購入ですけれども、これはバトミントンのみならず当然、ビーチにも使用できるものでございますのでそれを種目には限りませんけれども、支柱を使われる団体につきましてはなんら貸し出しをお断りすることはありませんので、どんどん利用はしていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

◎議長（山口 和幸君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） はい、皆越議員の言われたとおりですね。支援員の数が町、町村でですね出してる金額が増えていってます。そういうことからですね、どの町村でも課題となっておりまして、県のほうにも、

これは非常に財政負担が大きいので、何とか今後もっと支援をしてほしいという要望活動を続けております。更にですね、もっと上の段階、国等も含めてですね、さらなる要望の強化を進めていきたいと思っております。

◎議長（山口 和幸君） 皆越議員。

○議員（１０番 皆越 てる子さん） １点目の回答ですけども、この成果説明の中にですね、私２７年度と検討してみた結果ですね、全く予算と決算が同じ数字なんですよ。ほってどこ見てこの成果というの書かれたのかなっていう私疑問を抱きました。それとですねこのバトミントンについてもですね、上地区の球技大会が８月２０日ありました。そこでですね、このバトミントンは１５０センチの支柱の高さなんです。ビーチボールは１５５センチなものですから、その試合するときに、ボールが軽いもんですからバトミントンのが一応あさ中の体育館でしたんですけども、それを使おうかっていうことになったときにですね、５センチバトミントンが低いもんですから、それはもうやめて、この１５５センチの以前あるものを使おうというようなことでしました。そこにちょっと差があるもんですから、私も尋ねてみましたら、バトミントンが１５０ｃｍ、ビーチは１５５センチということでございますので、何で私はそれで今熟年の方が月曜日と金曜日しておられますけども、そのやはり５センチの差があるもんですから、どうして使おうとか、あの中に何を入れようかということでそれぞれ考えておられますので、そういった横の連絡がなかったものかなあと思いながら、検討していただいて購入いただければよかったかなあとそんな思いもしましたので質問いたしました。

◎議長（山口 和幸君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい、成果説明書のほうにつきましては、私のほうも昨年度の説明書のほうをちょっと確認させていただきたいと思います。それから、バトミントンの支柱でございますけれども、私はすいません、ある程度伸縮ができる支柱ではないかというふうにちょっと勝手に私認識しておりましたので、先ほどそういったいろんな種目に使っていただきたいという答弁をさせていただきますけれども、その伸縮はできない支柱を多分購入しているのかなというふうに議員の御質問の中で感じたところでございますので、その辺は今後の購入に関してはですね、その辺を十分留意いたしまして購入するようにいたしたいと思えます。

◎議長（山口 和幸君） 皆越議員。

○議員（１０番 皆越 てる子さん） わかりました。この予算決算もですね一応確認して提出していただければと思いますので、よろしくお願いします。

◎議長（山口 和幸君） 他に。１５番、徳永正道議員。

○議員（１５番 徳永 正道君） はい。１５番です。ページは２９ページ、目６の財産管理費、節の１報酬で公有財産の利活用審議会委員の報酬が計上されての件が載っておりますけれども、これについて我があさぎり町でも、公有財産の利活用審議会の条例というものが策定されております。これは町長の諮問に応じ公有財産の効率的な運用を図るため、財産の取得管理及び処分に関する基本方針その他公有財産に関する重要事項について審議することを目的とするとしてあります。一昨年、ちょっと町を２分するようなことがありました東庁舎の利活用の件についてちょっと質問をさせていただきたいと思うんですけども、今後東庁舎ですね、どういうふうに利活用を考えておられるのか。年々放置しておきますと朽ちていくことは間違いのないわけでありまして、非常にこう町民の間からもったいないというような声が相当聞かれます。そこでいつだったか耳にしたんですけども、地場の産業の会社の方がですね何とかあそこを活用させていただきたいというような希望を持ってらっしゃる方がいらっしゃるということをちょっと耳にしたんでございますが、町長はそのようなことは耳にされたことはございませんでしょうか。まず伺いたいと思えます。

◎議長（山口 和幸君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） はい。東庁舎は言われたとおりですね、あのままいつまでも放置していくものではないと私もそういうように思っております。選択は活用するか取り壊すかって2つだろうと思うんですけど、せっかくあるものですから、もし生かせる道があればですね、それは検討して道はあると思っております。そういう中で、言われましたように地元の農産物をですね、加工する場所として何とか活用はできないだろうかという声はいただいております。これについてはいろいろと今後ですね時間をかけずに検討してみるべきだと思っておりますので、課題も幾つかありますけどですね、そういったことを乗り越えて、有効活用できるかどうか十分に検討してみたいと思います。いずれにしても、この件も今言われました町のある方がですね、そういったことを検討したいということでもありますので、真剣に検討して余り時間をかけずに方向を出すようなですね、努力してみたい、このように思っております。

◎議長（山口 和幸君） 徳永議員。

○議員（15番 徳永 正道君） 聞いたところによりますと、非常にもう今のところが手狭になってですね、そしてもう雇用も狭いところでしてきたんだけど、現在のところは手狭になって雇用もできないというようなことでございます。相当業績もですね聞いてみると上がっているようでございますので、ぜひですね公有財産利活用の審議会あたりに諮問してですね、方針を定めていただきたいと思います。そうすることによって、財政の底上げ、あるいは雇用の拡大につながっていくわけでございますから、ぜひですね、もう早い時間にぜひそういう方針をですね定めて、利活用の方向に、持っていただけたらというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） はい、質問の趣旨に沿ってですね、努力していきたいと思います。

◎議長（山口 和幸君） 他に。13番、久保田久男議員。

○議員（13番 久保田 久男君） はい。13番です。私は駅前開発それから駅前の活性化のことについて伺いたいと思います。昨年度は商工会、JA球磨より駐車場の要望書が出ておりました。今のところを目途がついてないということでございますが、それと同時にJAのAコープ、店舗の老朽化、それから耐震化の問題、それからポッポ館内にありますJAの免田店の手狭そして、商工会館の雨漏りというのがあってそういう問題が出ているということの中で、町長、JAそれから商工会とのトップ会談等やられたということでございますし、今後ですねJAくまのAコープ中心ですね、複合施設の建設等の話も少し出とったわけですが、そこら辺ですね、今後のですね、ちょっとまだ目途は先が私たちに见えてこないところがあるわけですが、今後の計画等ですね、お示しいただければと思います。

◎議長（山口 和幸君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） はい。このことにつきましてはですね7月の議員懇談会だったと記憶しております。今言われましたように、商工会長ですね、現在の商工会長それからJA組合長会それから町のほうから私、3人で時々ですね、意見交換しましょうということを行っております。時々を担当のですね、職員も入っていただいたりして検討しているわけでありんですけど、駐車場のことはちょっと今いろいろもう一步のところで動きが難しいとこがあって、議論でいいですか、いろいろやりとりしてますので、ここは今日はお話は控えさせていただきますけれども、今言われましたその駅前の活性化ということ、駅前というのはですねこれはあさぎり町の活性化だろうと思っておりますが、そのために今のJAのお店ですね、コープ、ここを今後どうしていくのかということはかなり今議論はしてきております。そういう中で先般、皆様にちょっとお話ししましたのは、今後、やはりその私たち商工会、JA、町でこのコープはやっぱり真剣に今後検討していくということがいいんじゃないかということで、強く商工会、JAのほうからですね私のほうに要望がありま

したということをお話を先般議員の皆様にはお話をそこまではしたところでございます。そういうことから、じゃ今後どうするのというのが今の質問だろうと思いますね。これにつきましてはですね実は町であるいは商工会のほうとも、JAとも検討して、あらかたですね、配置図等々を検討してまいりました。またこの予算の組み合わせがどういうことで可能かと、結構な金額、数億もちろんかかりますよね。かなりの金額がかかります。それを国からの支援のお金があるのかないか等々いろいろ検討はしてきたんですね。そういう中で、いろいろ検討いたしますと、この複合型のテナントが入っていくような形であれば、少し可能性はあるかなということでそこまで来てます。つまり、JAコープとしてJAのためにだけ町がお金を作って出して作ることはこれは難しいということですね。やっぱりそうじゃなくて、複合型で建屋を仮につくったとしても、そこにテナント型で、やっぱ入っていけるような複合型であればですね、少し資金的に有利な可能性あるんじゃないかということまでは現在、今、検討している段階です。したがってですね、まだやるやらんという話じゃなくてですね、ここは非常に本当この球磨郡のちょうど中心部にあるあさぎり町、駅前活性化のみならず、このあさぎり町の活性化に大きく、この何て言いますかね影響する課題でありますので、慎重にしながら、これはそう長くない段階ですね、議会の皆様に私は説明したほうがいいと思ってます。こういうことで、私は検討しておりますけど、大体の素案としてですね、まずはお示ししてみたいと思ってますので、これ時期はちょっとまだここでは申し上げ切れませんが、いずれにしても、年度内にはですね、できるだけ早い段階で、皆様に構想的な素案的なものをですね、やるかやらんかでなくて、こういうことやってみてはどうかということ考えてますというレベルになるとは思いますけど、そこ辺のところはですね、まずあの説明する機会を設ければと思ってます。

◎議長（山口 和幸君） 久保田議員。

○議員（13番 久保田 久男君） はい、駅前ですね、ほんとに町の中心地でもありますし、玄関口でもあります。今回ですね、建設経済委員会でも複合施設をですね、公設民営の複合施設を含めてですね、何か研修ができればということで今検討しているところであります。あわせてですねやっぱり駐車場もですね、やっぱ早急にですね、ほんとに解決に何とか目途をつけていただければと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 答弁いいですか。町長。

●町長（愛甲 一典君） はい、やはり言われたとおり駐車場もですね、何とか一定の方向を見出して進めていきたいと思っておりますので、また必要に応じて議会にも報告しながら進めていきたいと思っております。

◎議長（山口 和幸君） 他に。3番、加賀山瑞津子議員。

○議員（3番 加賀山 瑞津子さん） はい、3番です。11日の15番議員の質問に関連いたしますが、35ページの交通安全対策費について、横断歩道の設置色の塗り替えということで、11日に質問がありました。それにちょっと関連したところなんですけど、そのあと私も町内のほうまわっておりましたら、標識の反射版というのがついているところが非常に少なく、町内の方からも、横断歩道を渡って行かれる方を見つけるのに気づかずにヒヤッとしたっていう話をそのあとにちょうどタイムリーに聞きました。夕刻の事故が非常に増えてきておりますが、そのあたりで更新に関しては、関係者をお願いするという説明があったと思うんですが、その反射版これサイン計画の中にも入っておりますけど、その反射版あたりの取り付けについてというのは検討をいただけないかなと思ひまして、質問です。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい、交通安全対策につきましては、現在、毎年その対策は講じているところでございますが、前回御質問があったとおり、御指摘がありましたとおり横断歩道の剥離といいますか、薄くなってる部分かなり町内にも見受けられるところでございます。その横断歩道を示す表示等々もまだ薄

くなっているところで、今回、大きな事故も多発しておりますので、早急に対応は講じていきたいと考えております。ただ、道路関係がそれぞれ延長等もございますので、以前行いました、小学校との危険箇所調査等とかですね、交通指導員の方々との調査等をして、実態をきちんと把握した上で、整備を進めてまいりたいと思います。反射鏡につきましても、必要なものにつきましては、整備が必要と考えておりますので、あわせて現場を確認等した上で対応させていただきたいと思っております。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 加賀山議員。

◎議員（3番 加賀山 瑞津子さん） 実は子供たちだけじゃなくてですね、結構若い方たちのほうが過信をされて黒い服を来てジョギングをされたりとかウォーキングをされたりというのが最近非常に増えております。で、お年寄りの方とか子供とかは明るい服を来てわかるようにしていただいているんですけど、結構若い方たちが手にはスマホを持ちながらというか音楽を聞きながら言う場面で本当にヒヤリとする場面がありますので、やっぱこれは早急にですね、やっぱこれ以上被害者加害者をつくらないっていう意味で、やっぱし請願とか出せばよかですかっていう声もちょっと聞いたりしましたが、ぜひこういう場面で皆で話し合っていきますということで言っておりますので、よろしくお願いします。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい、反射版反射材等もやっぱり歩行者、自転車等々のきちんと認識できるような対応もとっていききたいと思いますので、高齢者の施策を行っている担当課、または教育課等との連携もとりながら、歩行者等の対応をもう十分にとっていかれるように、協議を進めてまいりたいと考えております。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 他に。ありませんか。ありませんね。

◎議長（山口 和幸君） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。

◎議長（山口 和幸君） これから認定第1号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、認定第1号は認定することに決定をいたしました。

日程第2 認定第2号

◎議長（山口 和幸君） 日程第2、認定第2号、平成28年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。ありませんね。補足説明がありませんので、これから総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。

◎議長（山口 和幸君） これから認定第2号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、認定第2号は認定することに決定をいたしました。

日程第3 認定第3号

◎議長（山口 和幸君） 日程第3、認定第3号、平成28年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出

決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明ありませんか。補足説明がありませんので、これから総括質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 討論なしと認めます。

◎議長(山口 和幸君) これから認定第3号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(山口 和幸君) 起立多数です。したがって、認定第3号は認定することに決定をいたしました。

日程第4 認定第4号

◎議長(山口 和幸君) 日程第4、認定第4号、平成28年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明ありませんか。補足説明がありませんので、これから総括質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 討論なしと認めます。

◎議長(山口 和幸君) これから認定第4号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(山口 和幸君) 起立多数です。したがって、認定第4号は認定することに決定いたしました。

日程第5 認定第5号

◎議長(山口 和幸君) 日程第5、認定第5号、平成28年度あさぎり町上財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明ありませんか。補足説明がありませんので、これから総括質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 討論なしと認めます。

◎議長(山口 和幸君) これから認定第5号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(山口 和幸君) 起立多数です。したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

日程第6 認定第6号

◎議長(山口 和幸君) 日程第6、認定第6号、平成28年度あさぎり町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明ありませんか。補足説明がありませんので、これから総括質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論あ

りませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 討論なしと認めます。

◎議長(山口 和幸君) これから認定第6号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。
(賛成者起立)

◎議長(山口 和幸君) 起立多数です。したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

日程第7 議案第25号

◎議長(山口 和幸君) 日程第7、議案第25号、平成28年度あさぎり町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についてを議題します。執行部より補足説明ありませんか。補足説明がありませんので、これから総括質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 討論なしと認めます。これから議案第25号を採決します。本案は原案可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(山口 和幸君) 起立多数です。したがって議案第25号は原案可決及び認定することに決定をいたしました。

日程第8 認定第7号

◎議長(山口 和幸君) 日程第8、認定第7号、平成28年度あさぎり町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明ありませんか。上下水道課長。

●上下水道課長(深水 光伸君) はい、おはようございます。上下水道課からですが、決算説明の際に、豊永議員より賦課漏れの実績について、賦課漏れの徴収実績について問い合わせがあり、概要については報告させていただきましたが、状況について一覧表を提出するように求められておりましたので、お手元のほうに配らせていただいております。資料の右上に上下水道課と書いてあって調定収入明細20名と書いてあるほうが、平成25年度までに確認できました63名の収納状況でございます。裏面の平成28年度分調停収納明細につきましては28年度に確認できた分の収納状況でございます。続きまして溝口議員より合併処理浄化槽やくみ取り等の状況についてお問い合わせがあつておりました。その際に数値等の持ち合わせがございませんでしたので、上下水道課資料と右上に小さい文字ですが書いております。汚水処理人口普及状況総括表を作成しております。これは県のほうに提出される資料に一部くみ取りの基数を加えたものを作成したものでございます。条件につきましては、書いてあるとおりでございます。それとですね、下水道に接続された後に空き家となってといるのがあるのではないか、どういうふうになっているかということで御質問をいただいております。それにつきましては、一応28年度から29年度にどういうふうになったかという状況を御報告させていただきたいと思います。新規で接続された件数が56件ございました。住民票の異動等を行われたところを確認しまして、そのあとに水道が使用されているかどうかの確認をしたものであき家と見られるものが14件ございました。以上で説明を終わらせていただきます。

◎議長(山口 和幸君) 補足説明が終わりましたので、これから総括質疑を行います。質疑ありませんか。
8番豊永喜一議員。

○議員(8番 豊永 喜一君) 8番です。下水道のですね、賦課漏れのことについてお尋ねをいたします。

資料を提出していただきましたけれども、昨年の5月段階からしますと、今回の調べてですね、未納者が20名、未納額が192万1,859円。納付率が79.6%というふうに上がっていますが、29年の3月の収納額を見ますと、残額が残っているのに、まだ全然徴収がなされていない人もいます。それと、新たにですね見つかった分というようなことで、裏面に記載されておりますけれども、未納者が3名で未納額が32万2,496円。徴収率が28.1%ということで、1件の方は全然こう対処されていないのかどうか分かりませんが、ちょっとそこら付近の理由をお聞かせいただきたいと思います。それでですね、先般、免田西、上地区あたりにも、あとからまた出てくる可能性があるという話でしたが、まだ調査の業務が忙しくて調査に至っていないということでありましたけれども、その今後の対策というようなことをちょっとお聞きしたいと思います。

◎議長（山口 和幸君） 上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） はい、28年度のまず全く支払われていない方についてですが、この方については一応、お支払いについては一応お話をさせていただきまして、私が払えるときに払いますということで、本人とされますと一括でも別に払えない状況ではないのかなとは思いますが、やはり役場との対応のまずさからだと思いますが、すぐには払えないということで言われていて、去年昨年度も今年度もですが、一応本人さんが納得いただくために毎回足を運んで、お願いをするようにはしております。一応、昨年1年間、2、3回しか行けなかったんですけど、御本人さんが会うことをなかなか承諾していただけないことが多くてですね、一応、本人さんは私が払えるときに払うっていう話はされております。一応ここを時効が5年間しかございませんので、とにかく早い時期にお支払いいただくように今努力しているところでございます。で、追加分の調査につきましては滞っていたのは事実でございますので、早急に業務にかかって調査をして御報告したいと思っております。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 豊永議員。

○議員（8番 豊永 喜一君） その徴収のやり方についてはですよ、時効にならないようにというようなこと、それともう1点はですね、63名の方が対象者でおられる中でですよ、もう既に支払った方からすれば、非常に不公平感を感じるわけですよ。今の話を伺いますと、非常に役場に不信感持っておられるんではなからうかと思うわけですよ。非常にとりづらい状況等もあろうかというふうに思いますので、そこらあたりはもう少しですね、考えていただいてやらないとこの状況は打破できないと思うんですが、それとですね、調査をしてないということですけども、これは見つかった場合どぎゃんしなっとですか。もう怠慢そのものとか言いようが見つかった場合は言えんと思うんですが、そこらあたりはその気持ち的といいますとかもうよかたいという気色でやられているのか、そこら付近をちょっともう1回伺いたしたいと思います。

◎議長（山口 和幸君） 上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） はい、豊永議員おっしゃられるとおりの怠慢と言われても仕方がない状況だと思っております。本当に申しわけございません。これでもういいというふうには私たちは考えてはおりませんが、なかなか突合をしながらするのに時間を要してしまっただけで先に進んでいなかったっていうところがございまして、もう少し責任感を持ってすべきだったと思っております。今後は、早急に調査をいたしまして、報告できるようにさせていただきたいと思います。申しわけございませんでした。

◎議長（山口 和幸君） 豊永議員。

○議員（8番 豊永 喜一君） ここで言い訳するのは結構なんですけど、実際実績で示してほしいと思いますけれども、こういうミスがあつてですね、もうここまでする来てるということに対して、責任者である町長、副町長はどういうふうにご考えておられるんですか。

◎議長（山口 和幸君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） いろいろとですね、今、担当の者が話いたしました。当然ですね、町のこのミスと
いいですかね、手違いで請求できなかったという部分でありますけども、これは町が請求すべきお金であり
ますので、全額町に戻して払い込んでもらうというのが基本であります。特にですね、時効でもう逃げ切り
ごめんということは絶対避けねばいけないと思うてます。ですからここはですね、これまでも状況につ
いては確認もしたところでありますけど、なお一層ですね、時々の確認をとって、しっかりとこの収納がで
きるようにおろしていきたいと思います。

◎議長（山口 和幸君） 副町長。

●副町長（小松 英一君） はい、私のほうからもですね、今の状況等については再度確認をいたしまして、
今後の対応については、協議検討の上に今町長が申されたようなことで対応していきたいと思っております。

◎議長（山口 和幸君） はい、他にございませんか。14番、溝口峰男議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） 資料を提出していただきましたが、下水道のくみ取りがですね、下水道区
域内ですよね。ここが542基あるわけですが、ここをいかにしてその下水道につなげていただくかという
話だと思うんですが、今後これを推奨していただかないともう隣まではもう来てるわけでしょ。もったいな
いですよね実際言って、そこまで工事をしてつないでいただかないとですよ。むだな投資になるわけで、や
はりこの辺はしっかりと対応していただきたいなってますね。その方法についてお尋ねしますが、もう
一方その区域外にくみ取りが447件あり、こういったところのやっぱり環境改善はしてあげる必要がある
と思うんですけれども、先般話をしたような方法論も含めたところでですね、どのような対応を今後とって
いくというお考えなのか伺いたいと思います。

◎議長（山口 和幸君） 上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） はい、区域内のくみ取りの542基につきましてと言いますか、単独浄化
槽も含めまして、600基程度の家庭で家庭雑排水が公共水域に流れている状況になっておりますので、そ
こにつきましては今後接続の推進に向けまして、各戸を訪問して接続のお願いをしたいと思っております。
また、区域外にくみ取り便所を使用されているところにつきましては、今のところはまだ、個人で設置してい
ただきます合併浄化槽をお願いするところでは考えておりますが、溝口議員からも提案されましたよ
うに、自治体での設置の合併浄化槽の検討を急いで行いたいと思います。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 他にありませんか。ないですね。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論あ
りませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。

◎議長（山口 和幸君） これから認定第7号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、認定第7号は認定することに決定しました。

◎議長（山口 和幸君） これで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分

日程第10 認定第8号

◎議長（山口 和幸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。日程第9、認定第8号、平成28年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。補足説明がありませんのでこれから総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。

◎議長（山口 和幸君） これから認定第8号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、認定第8号は認定することに決定いたしました。

日程第10 認定第9号

◎議長（山口 和幸君） 日程第10、認定第9号、平成28年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明ありませんか。補足説明がありませんので、これから総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。

◎議長（山口 和幸君） これから認定第9号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、認定第9号は認定することに決定いたしました。

日程第11 報告第10号～日程第12 報告第11号

◎議長（山口 和幸君） 日程第11、報告第10号、平成28年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてと日程第12、報告第11号平成28年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告についてまでを関連がありますので一括議題とします。執行部からの報告を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 報告第10号、平成28年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第3条第1項の規定により、平成28年度決算に基づく健全化判断比率をあさぎり町監査委員の財政健全化判断比率等審査意見書をつけて次のとおり提出いたします。報告第11号、平成28年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成28年度決算に基づく公営企業資金不足比率をあさぎり町監査委員の公営企業資金不足比率審査意見書をつけて次のとおり提出いたします。詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

◎議長（山口 和幸君） 企画財政課長。

●企画財政課長（神田 利久君） それでは報告第10号、報告第11号について説明させていただきます。まず最初に報告第10号ですが、最後のページの下で説明させていただきます。まず最初に実質赤字比率です。これにつきましては、一般会計等を対象としました実質赤字額、これは歳入総額から歳出総額を引いてそれから翌年度繰越額引いた実質収支、これが標準財政規模に対する比率をあらわしております。早期健全化基準というのがございまして、本町は14.16%となっております。本町は赤字がありませんので、

ここには数値が上がってきておりません。それから次に連結実質赤字比率ですけれども、これにつきましては全会計を対象としたところで、実質赤字額、または資金の不足額、これが標準財政規模にどれだけ占めているかというのをあらわしておりますけれども、その早期健全化基準が19.16%となっております。本町におきましては赤字がありませんのでここに数値は上がってきません。それから将来負担比率です。すいません。実質公債比率です。これは一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率というふうになっておりまして、これは早期健全化基準としましては25%となっております。本町は10%ということで、基準内に入っております。それから将来負担比率です。早期健全化基準が市町村の場合は350%と決められておりまして、将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数等を勘案した上で決められている数値が350%となっております。本町の場合は12.6%ということで範囲内に入っているところです。それから続きまして報告11号ですけれども、これにつきましても最後のページで説明させていただきたいと思います。資金不足比率ということで出しておりますけれども、経営健全化基準というのがございまして20%の範囲内に入っているかどうかというのを見ておりますけれども、対象事業としましては、水道事業特別会計、簡易水道事業特別会計、それから下水道事業特別会計となっております。本町の場合、いずれも黒字になっておりまして赤字が出ておりませんので、ここは数字が上がっておりません。以上報告にかえさせていただきます。

◎議長（山口 和幸君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。ないですね。
（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで報告第10号及び11号を終わります。

日程第13 報告第12号

◎議長（山口 和幸君） 日程第13、報告第12号、平成28年度有限会社あさぎり町ふるさと振興社の経営状況の報告についてを議題とします。執行部からの報告を求めます。

●町長（愛甲 一典君） 報告第12号、平成28年度有限会社あさぎり町ふるさと振興社の経営状況の報告について、地方自治法第243条の3、第2項の規定により、平成28年度有限会社あさぎり町ふるさと振興社の経営状況の報告について別紙のとおり提出します。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい。それでは、報告12号につきまして説明いたします。2ページの貸借対照表をごらんいただきますでしょうか。平成29年3月31日時点の会社の財政状態をあらわした報告書であります。保有する資産と負担している負債、そしてその差額としての純資産資本を記載しております。資産が左側、負債と純資産につきましては右側に記載しております。まず資産の部の流動資産ですけれども、この流動資産につきましては、決算日の翌日から1年以内に現金化あるいは費用化する資産であります。流動資産が1,428万6,671円。詳細につきましては、その下に記載しております。そして固定資産227万1,835円です。この固定資産につきましては、販売目的ではなく、継続的に会社で使用することを目的とする財産であります。詳細につきましては下に付けております。そして、投資その他資産が3万4,000円ということで資産の部の合計が1,655万8,506円となります。続きまして右側の負債の部ですけれども、まずの流動負債の合計が798万2,939円。詳細につきましては下に記載しております。負債の部の合計が798万2,939円です。そして純資産の部ですけれども、資本金が900万ございましたけれども、利益剰余金マイナスの42万4,433円。これにつきましては平成27年までの利益剰余金マイナス26万7,032円に、平成28年分マイナス15万7,401円をたしまして42万4,433円となります。それを相殺いたしまして純資産の部の合計が857万5,567円となります。そして負債

純資産の部の合計が1,655万8,506円となります。続きまして3ページの損益計算書の説明をいたします。損益計算書につきましては、平成28年4月1日から29年3月31日までのこの会計期間にどれだけ利益を上げたかという示す報告書であります。1番右側だけを読み上げます。売上高5,159万1,576円。平成27年度と比較しますと、マイナス627万9,277円となります。この売上高の落ちました原因といたしましては、熊本地震もありますけれども、豆腐製造販売をやめたということが一番大きな要因となっております。次に売上原価4,115万8,127円。そして差し引き売り上げ総利益1,043万3,449円となります。そして販売費及び一般管理費が3,634万6,620円。そして、ここが営業損失となりますが、売上総利益から販売費及び一般管理費を差し引きますと営業損失として2,591万3,171円になります。で、営業外収益としまして、ここは町の補助金、委託料等が雑収入となりますけれども、2,582万6,570円です。そして営業外費用が7万800円ということで以上経常損失が15万7,401円となります。税引き前当期純損失が15万7,401円、そして当期純損失が、15万7,401円となります。平成27年度と比較いたしますと、367万7,251円の減額ということになります。なお、一昨日にお手元に部門別の決算書、それとごみ袋の収益、損益計算書を配りしておりますが、まず若干説明を加えておきますが、部門別と申し上げましても豆乳加工場（E）とありますが、この売り上げに関しましては営業販売と一緒にっております。会計上一つになっておりまして、振り分けられる部分のみ加工場に振り分けております。そしてその営業販売の中の内訳ですけれども、通常営業ようにするにはこれは加工場も含めて、3,638万2,653円とありますが、そのうち通常営業が1,621万3,700円、そしてふるさと納税分が1,250万5,651円。そしてごみ袋につきましてが、次のページに売上高がありますが、766万3,302円ということになります。2枚目のごみ袋の損益計算書につきましては、ご覧のとおりになります。以上で説明終わります。

◎議長（山口 和幸君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。ありませんね。14番、溝口峰男議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） この物産館のですね1,000万ですけれども、110平米の中での売り上げですが、この経費ですね、管理費、人件費これは、電気料のみですから、電気料がこれだけ上がるんですか。何かこれをちょっと説明していただけないかな。

◎議長（山口 和幸君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい、今の御質問ですけれども、管理費に関しましては、水道光熱費、そして通信費、賃借料等が合算された金額になります。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） ということはですよ。今後これ移転をするわけでしょうが。この経営は230万の委託料をもらって初めて130万の利益が出るという話ですよ。これがなかったらもう純然たる赤字経営が物産館はですけれども、よほどこれは考えないとですよ、今度物産館が今度移転をするんですけれども、これは移転しても委託料を払わにやいかんような状況になってはまたいかんとですけれども、その辺をどのように考えておられるのかなって思うとですよ。でもう1点は、この本社自体もこれはもう800万からの赤字ですけれども、本体自体もこれは委託料から、払っていかなければ成り立たないわけですが、その中でボーナスが出るわけですね。45万ほどのですね。町から委託料を払った部分で、そういう組織がボーナスが出るということが本当に適切なあり方なのかなと思うんですけれども、ここはどのように考えておられますか。

◎議長（山口 和幸君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） はい、まずそのボーナスということについては私の方から説明申し上げます。確かに言われたとおりですね、考えてみる必要のあるべき内容だというふうに思います。ただ実はですね、今資

本金が若干のマイナスで900万に対してなってますけど、正直言いましてですね、ここを3年ぐらい前の時の時点では、非常に厳しい状況が続いておりまして、資本金が食いつぶして500万台ぐらいまでですね、食いつぶしてやってきたということです。それが1点あります。それを今度は一方町からの補助金ですかね、私が当初この振興社を見だした時、10年前の話なんですけど、確か650万ぐらいのですね運営資金として町から補助していただいた。これが昨年は350万だったと確かと思いますが、毎年50万ずつ減額してきたと、そういうことで行いましてですね、50万をずっと削減しながら、一方では先ほど申しましたように非常に厳しかった経営で資本金を食い潰してきたものを戻しましてですね何とか資本金戻したということで、やっぱそこにはですね、非常にふるさと振興社としてもかなりもう安いと言いますかね、非常に費用的には低い賃金で頑張っておりましたので、せめて年末の餅代ぐらいということでですね若干の手当はやっぱりしてあげるべきだろうという判断のもとにですね、行ったところでございます。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 他に質疑ありませんか。11番、小見田和行委員。

○議員（11番 小見田 和行君） はい、1点お伺いいたします。貸借対照表とそれから裏のですね4ページにあります販売機及び一般管理費の内訳でですね、固定資産の金額等の減価償却費の金額が明細記載されております。これを見受ける時に製造機器等のかなりの経年化、これぐらいの金額でおさまっていると思うんですけど、今後のふるさと振興社のそういう製造物産的なですねその機器等の更新等もいずれくるなと思います。今現時点でその耐用年数を超えてる機械装置というのがどれぐらいあるんですかね。それと今後、多分そういうこの形を遂行するのであればまたすぐその更新の時期が近くに迫るとすると推定するわけですけど、そのへんについて伺いたいと思います。

◎議長（山口 和幸君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） 耐用年数を超えている機械につきましては、こちらのほうでちょっと把握しておりませんので、報告する時間がありましたら報告させていただきたいと思いますが、今後更新するといえますのは、農業振興課のほうから冷凍冷蔵庫の備品購入等が出てまいったと思いますが、そういったのも含めて今後物産館の後どのように活用するのかということも問題、今後の課題としてありますので、機械の購入については今のところ計画はございません。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） はい、指摘のですね、いろんな設備等を購入してまして、償却しているもの、あるいは耐用年数等の問題があると思います。実はですね今質疑いただいておりますとおりでありまして、それから溝口議員からも御指摘ありましたように、皆さんがまた見てそれぞれの趣旨から厳しい状況ですね。基本的に振興社の役割は何だろうかということですね。私もやっぱ考えていくわけですね。これがもう収支だけであればもう当然これはもうほんとに閉めるべき内容であります。しかしながら、ここをよりどころにしてですね、町のいろんな自営業の方が商品開発したり、あるいは販促活動ですね、商品を売ったりさまざまな活動されているわけで、その役割をどう見るかというところがあるというふうに思っています。そういうことからですね、今回このヘルシーランドの特別調査委員会と同時にですね、振興社の特別委員会議会の皆さんに検討していただく場をつくらせていただきました。ここのところにつきましてはですね、今後その特別委員会で、しっかりと内容的にはですね、1つ1つ細かく皆様にお示しいたげて、本当にこの振興社をですね、どういう形で残すべきなのかどうかっていうことを今後来年度予算前にはですね、ある程度私たちがいろいろ資料を出ささせていただきまして、方向づけをさせていただきたいと思ってます。そういうことで、今日のところはですね、不十分な点があると思いますが、とりあえず今のような内容のですね、報告をさせていただきまして、今後特別委員会の中でさらに詳しい報告検討させていただければいいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） いいですか。他に質疑ありませんか。ありませんね。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで報告第12号を終わります。

日程第14 報告第13号

◎議長（山口 和幸君） 日程第14、報告第13号、権利の放棄についてを議題とします。執行部からの報告を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 報告第13号、権利の放棄について、次のとおり権利を放棄したいので報告します。提案理由を申し上げます。権利の放棄について、あさぎり町債権管理条例、第8条の規定により議会に報告する必要があるためです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） はい。報告第13号の説明をさせていただきます。1、権利の内容、上水道料金及び簡易水道料金の債権でございます。2、放棄する債権額等（1）件数 5件、上水道3件、簡易水道2件でございます。2、債権額11万8,980円。3、放棄の理由、町債権管理条例第7条第1項第1号に該当します居所不明等の事由により債権回収が著しく困難、不能であるためのものでございます。4、放棄の時期、各案件放棄決裁の日、平成29年3月30日に5件とも決裁を受けております。内容につきましてはお手元に配付しております資料をご覧くださいと思います。以上で説明を終わらせていただきます。

◎議長（山口 和幸君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。ないですね。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで報告第13号を終わります。

日程第15 議案第26号～日程第16 議案第27号

◎議長（山口 和幸君） 日程第15、議案第26号、あさぎり町上財産区の財産に関する処分についてと日程第16、議案第27号、あさぎり町上財産区設置条例等を廃止する条例の制定についてまでを関連がありますので一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第26号、あさぎり町上財産区の財産に関する処分について提案いたします。提案理由を申し上げます。あさぎり町上財産区を廃止するに当たり、上財産区に関する財産をすべて処分したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるため提出するものであります。議案第27号、あさぎり町上財産区設置条例等を廃止する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。あさぎり町上財産区の財産を処分することに伴い、あさぎり町上財産区設置条例等を廃止する必要があります。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 建設林業課長。

●建設林業課長（坂本 健一郎君） それでは、議案第26号、下記につきまして続けて朗読させていただきます。1、あさぎり町上財産区が所有する山林については、平成29年10月1日からすべてあさぎり町に移管しあさぎり町有林とする。2、あさぎり町上財産区が所有する基金及び現金については、すべてあさぎり町一般会計予算に繰り入れる。次に議案第27号でございます。あけていただきまして、1ページ目をお願いいたします。全議案の処分に関連いたしまして、財産区関連の条例等を廃止する必要がありますので、ここに掲げております4つの条例（1）あさぎり町上財産区設置条例、（2）あさぎり町上財産区管理条例、（3）あさぎり町上財産区委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例、（4）あさぎり町上財産区基

金条例。この条例を廃止するものでございます。附則といたしましてこの条例は、平成29年10月1日から施行するものでございます。参考といたしまして次ページより廃止される、条例文を掲載しておるところでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。ありませんね。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから、1議案ごとに討論採決を行います。まず議案第26号、あさぎり町上財産区の財産に関する処分についてこれから討論を行います。討論ありませんか。はい、14番、溝口峰男議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） 反対討論を行います。私は上財産区に関しまして、今日まで何度も一般質問を行い、町長の考えを質してまいりました。あわせて、上地区住民に理解をいただくような基金のあり方についても提案をしてまいりました。住民説明会も8月9日が最後となりましたが、そのときの新聞記事がございます。基金めぐり異論噴出、方針案示すも結論出ず。そして町長はその中で、上地区の人たちの財産区に対する思いは強く感じているので、皆さんの理解を得られるようにしていきたいと、今日の意見を踏まえ、皆さんに納得してもらえるように検討していきたいと述べられております。今回提案されている内容が説明後の検討結果であるとするならば、納得してもらえる内容かどうか、再度説明会を実施しなければならなかったのではありませんか。町長は自分の発言には責任を持っていただきたい。この9月議会の私の一般質問の答弁で町長はこう述べられております。住民説明会のときには言おうかなと思ったけれども、あえて言わなかった部分があります。それは統合して大きな課題として中学校統合をしました。これは2校ということで相当な意見もあって、私の地元須恵地区の人から見れば、何だ愛甲はと、一番遠いところに中学校を持って行ったと。私はしかし、いろんなことを考えたときに、敷地面積等、設備等々から、これはやっぱり1本で上地区がある中学校がいいという判断をしたと、して統合をいたしました。須恵、深田の方から見れば、本当に何だということであったわけです。次にですよ。今度はヘルシーランドを残して岡原は別に用途に転換するということを今進めています。でも岡原の住民説明会のときに、ものすごく辛らつな批判はありませんでした。一部はありましたが、それは非常に何といいますかね、心優しいといいますか。本当に思いがあるけれども、何でも何でもおまえはと、というような話ではありませんでした。そして今度はヘルシーランドをまた町唯一の温泉としてこれから整備していきます。本当にあの上地区はもともと恵まれた環境だったと思うんだけど、上地区があった中学校を1校にし、今度また二つあった温泉を上村に残すと、ですから私は合併してですね、10年経過をして、今回は、上財産区を今一本化しようと提案しますけれども、上地区の人にもまあいいじゃないかというふうに思っただけのように、中学校もヘルシーランドも一本化するけれど、重ねてこれ言っておられますが、まあいいじゃないかと、そういうような感じで受けとめていただきたいと、今日あえて言いましたと、住民説明会で言おうと思ったけども、そこはやっぱりやめとこうということで言わなかったんですけれども、上地区の人に、もう少し寛大な心を持っていただきたい、ヘルシーランドも一本化します、岡原あるいはほかの地区からですね、まあいいじゃないかと言ってもらえるような、思いで持っていただきたい。そういうふうなことをですね、今回町長が私の質問の答弁に答えられました。私は町長のこの発言を聞いていて哑然といたしました。あさぎり町のトップである町長が上地区に対する偏見とひがみと言いますか、そういったものをお持ちであることがはっきりと確認できたような感じであります。申し上げておきますが、旧上村は、合併しなくてもやっていけるだけの財政力がありました。住民福祉も教育も、今と変わらないだけの事業は展開できたと私は考えております。だからこそ村有林を財産区と

して残すこともできたわけであります。一番合併してよかったのは、町長の地元ではないですか。まず職員の給与が5カ町村で最低だったものが、真っ先に上りました。そして住宅や道路、下水道などの整備が進んで、合併効果が一番上がっているのは、町長の地元であることはだれしもが感じているというふうに思います。しかしながら、合併してよかったと須恵地区の方々から聞くことはありません。私は対等合併と言われますが、人口も財政力も違う町村が対等に合併できるはずはありません。私は、5ヶ町村が合体しただけのことと受けとめております。合体して15年の節目に、今まで言われている合併の検証をですね、やはりすべき時期がきたかなというふうに思っております。町長は就任したときから財産区のあり方に疑問を持っていたと言われましたが、須恵地区と上地区を比較して、上地区だけが優遇されいると、そう思われたんであろうと思います。そして、これ以上優遇することはできないという強い思いが根底にあって、財産区管理会の議事録の中でも、財産区の解散への誘導が垣間見ることができました。それが今回の財産区廃止条例の提案につながってきたと考えられます。合併時の御苦勞を存じていない方の心情ではないかと思います。そして中学校もヘルシーランド温泉施設も、上地区に残したんだからと恩を売り、上地区民が愛林愛郷の精神をもって、守り育ててきた先人の御苦勞の象徴である財産区を強行に廃止して、上地区民には寛大な心を持ってほしいと言われても、納得する地区民がどれほどいるのでしょうか。町長の耳には反対の声は聞こえないと言われますが、どこに耳をつけておられるのでしょうか。住民説明会や、区長への説明会でもほとんど反対の声ではなかったではないですか。岡原地区の温泉施設の廃止についても、町長は、心優しい方々で住民から厳しい意見はなかったと言われておりますが、ではなぜ今、数多くの住民の署名をもって、施設存続の陳情書や要望書が提出されたのでしょうか。以前の旧東庁舎問題もすべて同じ手法で結論ありきの説明です。住民が理解し納得できるはずありません。旧東庁舎問題で、町長は、何ら学ばれていないことが残念でなりません。町長がとられている手法は、以前勤務をされていた会社では通じましても、あさぎり町という行政ではとるべき道ではないと思って考えます。そのようなやり方で、町長が考えておられる融和のとれたまちづくりができるとは到底思えません。町長みずから、町内の対立構図をつくっておられることを町長は自覚されなければなりません。今回、上地区民の汗と涙の結晶である基金を町内全行政区にばらまく最悪の条例を提案される愛甲一典町長の名は末代まで残り、上地区民の心から須恵地区出身の町長として決して消えることはないでしょう。私はこの条例の提案は、上地区民が納得されていない状況では、拙速過ぎると思います。また、基金を全行政区にばらまく交付金事業も、現在の補助事業と重複する内容もあり、果たして本当に効果があるのか疑問があります。この事業交付金事業は、選挙目当てではないかと勘ぐる住民さへおります。新たな基金設置も、財産区の基金2億4,451万621円すべてを積み立てれば上地区住民の理解は進むものを、なぜそのようにされるのか理解できません。よって、提案されている議案第26号について、反対をいたします。

◎議長（山口 和幸君） 賛成討論ありませんか。6番、小出高明議員。

○議員（6番 小出 高明君） はい、6番、小出です。私は賛成の意見を言わせていただきます。上財産区、愛林愛郷、先人が残した山の思いが強いということで、合併時に純粋な思いで残された山、財産区。その上財産区がですね、年がたつにつれ特に選挙時においてもわかるように、財産区が利用された面もあり、このままいくと私物化された山に私はつながると思います。町そしてそのことがですね、やはり町上地区の発展にいろんな影響も出てくると思いますので、これからは町で町有林として管理をしていただき、山を守り、水源地の確保、そのことが次の世代につなげる山、愛林愛郷につながるということで賛成とさせていただきます。

◎議長（山口 和幸君） 反対討論ありませんか。ありませんね。5番、久保尚人議員。

○議員（5番 久保 尚人君） 反対討論でよろしいですか。反対討論させていただきます。私は基本的には、

執行部の案に対して反対ではありません。ただ上の説明会の後に、基金の使い方を変更してますので、その案をもっていまだ説明会が今回必要であると感じております。というのも東庁舎、そして温泉施設の今やっております統合問題、この辺とまた同じ轍を踏むのが一番いかんことだと感じるわけです。その部分を是非御理解いただきたい。いまだ説明会を開いて、上の方々の意見を今一度聞いていただきたいという思いです。以上、反対討論とさせていただきます。

◎議長（山口 和幸君） 賛成討論ありませんか。13番、久保田久男議員。

○議員（13番 久保田 久男君） 賛成の立場から討論を行います。私は先ほどの溝口議員の反対討論を聞いてですね、本当に失望しました。合併時に対する考え方の違いといいますか、ここに来てそういう議論をですね、私は申されるとは夢にも思っておりませんでした。あさぎり町の合併は約8年の長期にわたって議論されてですね、そして平成15年の4月1日でスタートしたところであります。私は同文議決にですね参加した議員として、そのときの思いを考えますと、まさに合併をしなかったほうがよかったようなですね、そういう議論の中でこの財産区のことを扱われることに対しまして、非常に憤慨しております。今回確かに、上地区の方が愛林愛郷の精神で守ってこられたこの気持ちは私わかりますし、だからこそですね、これから山を守っていくためには、自然を守っていくためにも、町の管理下に置いてやっていこうということでもありますし、逆に、他地区からですね、他地区の町民から私は感謝される、上地区に対してですね、そういう機会でもあったんじゃないかと私は思っていました。しかもここにきて財産区の解散には反対ではないがという議論をされてこれながら、ここにきて反対とこれまでどれだけの時間が費やしてこの議論をしてきましたでしょうか。私は、この財産区の扱いについては大変デリケートな問題でありましたし、慎重に私たち委員会でもやってきたつもりであります。町も真摯に説明会等やってこられたと思います。説明会にも二度建設経済委員会としても全員出席しました。議論も聞きました。確かにそうだろうなという同情する面もありました。しかし、結論を議会としてのです。私はこの機会に将来をかんがみたところに、今議会で結論を出すことについてこれ以上の時間をかけてならない。町民に溝をつくってならない。この一心で今提案に賛成するところであります。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 反対討論ありませんか。11番、小見田和行議員。

○委員（小見田 和行君） はい、反対をするつもりでございませんでしたが、今の討論聞く中においてですね、合併までさかのぼってまいりました。本当に一体化しなければならないあさぎり町において、これをもってまた分裂をするのではなかろうかという危機感え今感じておるところでございます。私としましては、この趣旨についてはですね、何人か言われたとおり、そういう方向性でいくんだろうと思うんですけど、時期の問題としまして、本当に反対の方々、いろいろ説明会のときに意見を申されております。なかなか合意は形成された時点ではないような感じがまだいたしております。やはりあのさっき同僚議員がおっしゃるようですね、やはり合併しなかったほうがよかったとか、そういう話じゃないという話が飛び交っておりますけど、今においてそういう話をすべき場合でもありませんので、やはりあのこの場においては、町民が一体にですね、合意を形成するためにももうちょっと時間をかけて説明会をしてですね、納得いただける努力をもう一、二回してからでも遅いんではなかろうと思うんですよ。だから今回の上程につきましては、反対という立場で討論させていただきました。

◎議長（山口 和幸君） 賛成討論ありませんか。15番、徳永正道議員。

○議員（15番 徳永 正道君） 賛成という立場で討論をさせていただきます。住民説明会ということが出てまいっておりますけれども、住民説明会2回私たちも先ほど建設経済委員長が申しましたように出席をして、傍聴をさせていただきました。行って見て一番驚いたのが出席率でございます。本来ならば上地区住民全部あそこに入りきらんような、そういうことで進められるべきだろうと思って行ったんですけども、2

0 数名の出席率、2 回ともですよ。私はその裏返しとしましてはですね、もうほとんどの上地区住民の皆様方がそれでいいと、もうそういう時代だと、いうふうな意思表示のあらわれだろうと私は受けとめました。そういう観点に立って賛成の意見を述べさせていただきました。

◎議長（山口 和幸君） 反対討論ありませんか。賛成討論ありませんか。ないですね。
（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） それでは、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第 26 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、議案第 26 号は原案のとおり可決されました。

◎議長（山口 和幸君） 次に議案第 27 号、あさぎり町上財産区設置条例等を廃止する条例等について、これから討論を行います。討論ありませんか。討論ありませんか。ありませんね。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第 27 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、議案第 27 号は原案のとおり可決されました。

◎議長（山口 和幸君） ここで休憩いたします。午後 1 時 30 分から再開いたします。

休憩 午後 0 時 04 分

再開 午後 1 時 30 分

◎議長（山口 和幸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。日程 17 の前に商工観光課長から報告案件についての説明事項があるそうですので許可いたします。商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） 報告 12 号の経営状況の報告について説明いたしましたけれども、小見田議員から減価償却費の内訳について御質問ありました。内訳につきましては、振興社での減価償却資産としましては 11、そのうち 7 つが償却費として上がっております。ですから、ふるさと振興社の減価償却費の試算としましては、ほとんどが町の試算ということになります。以上です。

日程第 17 議案第 28 号

◎議長（山口 和幸君） それでは、日程第 17、議案第 28 号、あさぎり町林業振興基金条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第 28 号、あさぎり町、林業振興基金条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。地域林業の振興及び森林の有する多面的機能の維持増進を図る事業の経費に充てるため、基金を設置したいので、本条例を制定する必要がある。よって、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるため提出するものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 建設林業課長。

●建設林業課長（坂本 健一郎君） はい。議案第 28 号について説明をいたします。あけていただきまして、本条例制定案の本文でございます。その前に本条例につきましては、午前中議決いただきました上財産区の

財産の所管替えを機にですね制定するものでございますが、設置第1条、この条例は、地域林業の振興及び森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、あさぎり町林業振興基金を設置する。基金の額第2条、基金として積み立てる額は2億円とする。それから途中抜かしますけれども、処分第6条、基金は第1条に掲げる事業に必要な経費に充てる場合に限り全部または一部を処分することができる。附則といたしましてこの条例は平成29年10月1日から施行するものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。ないですね。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから、議案第28号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第30号

◎議長（山口 和幸君） 日程第18、議案第30号、平成29年度あさぎり町上財産区特別会計補正予算第2号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第30号、平成29年度あさぎり町上財産区特別会計補正予算第2号について提案いたします。平成29年度あさぎり町上財産区特別会計補正予算第2号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,355万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,076万4,000円、失礼しました。もう一度いきます。歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ2億6,764万6,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 建設林業課長。

●建設林業課長（坂本 健一郎君） それでは1ページ、続きを朗読いたします。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成29年9月15日提出、それでは6ページ、歳入の部をお願いいたします。本会計につきましては先ほど可決いただきました議案に基づきまして、9月末をもって決算を行うものでございまして、9月末までの歳入及び歳出についておおよその現時点での見込み確定額を計上するものでございます。歳入の部、6ページの最上段ですけれども、財産区入山手数料、これは9月末までの実績で計上でございます。それから財産区補助金、造林事業補助金、間伐等森林整備促進対策事業補助金、これにつきましては、補助申請は受けておりますけれども、現在まで補助交付を受けておりませんが、受けておりませんので9月末まで補助金が入る見込みはございません。したがって、一般会計のほうで引き継いで計上いたすものでございますが、補正後はゼロ円でございます。次に財産収入でございます。基金の定期預金解約に伴う預金利子、1万4,000円を追加して行うものでございます。それから素材売り払い収入、これも9月までの収入実績でございまして、10月以降分については一般会計で計上いたします。最下段の上財産区財政調整基金繰入金、これが基金でございまして、残額の基金のすべてをここでいったん繰り入れるものでございます。2億6万4,000円でございます。それから次ページ雑入のところでございますが、下段の球磨中央森林組合事業奨励

金、これは前年度の組合事業出荷額の実績において森林組合より奨励金が交付されるものでございまして9月までにこれだけの金額が入っております。なお、雑入の8,000円につきましては、歳入歳出予算を組む場合に、どうしても1,000円未満の端数調整が必要でございまして、この歳入の部の8,000円で、その調整をさせていただくものでございます。次に8ページ歳出でございまして、管理会費でございまして、管理委員の報酬、これは9月末をもって財産区廃止ということでございまして、管理委員会の報酬、半年分の年報酬で半額を減額でございまして、費用弁償につきましては9月までの会議出席実績に応じた費用弁償でございまして、食糧費につきましてはこれも一般会計のほうに引き継ぎたいと思います。一般管理費、積立金につきましてはこれは先ほど歳入で申し上げました、定期預金の解約に伴う利子をいったん基金に積み立てるものでございまして、それから公課費、消費税でございまして、これ先週の補正予算第1号で補正予算、消費税の補正予算をお願いしましたが、その後、申告の納税相談による申告によりまして額が確定しましたので、一応減額ということで9月末までの納付実績に合わせての減額でございまして、28番、繰出金、一般会計繰出金、これにつきましては、一般会計へ基金、それと現金の残額すべてを積み立てる支出でございまして、2億3,382万2,000円でございまして、それから、下段の大きな表でございまして、財産造成管理費、これにつきましても全体的に9月までの執行実績を残しまして、残りを減額し一般会計へ引き継ぐものでございまして、その中で委託料の中で最下段の上財産区有林管理業務委託料、これは監視員の業務委託料でございまして、残り半年分の分を減額いたすものでございまして、それから17番公有財産購入費でございまして、これは29年度に分収林買い上げを予定しておりました分が1件だけ残ってございました。その分を減額いたしまして、一般会計のほうで引き続き予算を計上させていただきたいと思います。それから9ページ、一時借入金利子でございまして、一時借入金利子、9月末まで一時借入金の予定はございませんので全額減額でございまして、それから予備費についても一応留保財源的に予備費のほうに計上させていただいてございましたが、支出予定はございませんので全額減額でございまして、以上です。よろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。ありませんね。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第30号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第29号

◎議長（山口 和幸君） 日程第19、議案第29号、平成29年度あさぎり町一般会計補正予算第4号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第29号、平成29年度あさぎり町一般会計補正予算第4号について提案いたします。平成29年度あさぎり町一般会計補正予算第4号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,191万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億2,065万9,000円とするものでございまして、詳細につきましては、担

当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いします。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、失礼いたしました。企画財政課長。

●企画財政課長（神田 利久君） はい。それでは議案第29号について説明いたします。続きを読ませていただきます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。平成29年9月15日提出、6ページをおあけいただきたいとします。歳入です。上段になりますが、目1地方交付税、普通交付税6,839万2,000円となっております。今回の補正は上財産区の廃止によりまして、上財産区の会計を今回廃止することになりますので、その分を廃止するといいますか、基金とかあるいは現金ですね、そういったもの全部一般会計のほうに繰り入れることになります。で、6ページの1番下のほうに上財産区繰入金とありますが、この分は他会計繰入金ということで一般財源扱いとなります。そういうことで、今回の普通交付税は財源調整として6,839万2,000円を計上しているところです。企画財政課関係は以上で説明を終わらせていただきます。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。では次に総務課所管分の説明申し上げます。歳出7ページでございます。款2総務費、目1一般管理費でございますが、まず節3職員手当等といたしまして、次に説明いたします地域活性化交付金が円滑に推進できるように支援する、行政区支援員を設置いたします。115名分の支援に伴う時間外勤務手当113万9,000円を計上しております。次に、節19負担金補助及び交付金といたしまして、今回地域活性化交付金といたしまして、集落機能の強化を図り地域の活性化を推進するために交付金を設置するものでございます。9,020万円計上しております。以上で説明を終わります。

◎議長（山口 和幸君） 建設林業課長。

●建設林業課長（坂本 健一郎君） それでは6ページの歳入の上から2段目をお願いいたします。林業費補助金でございまして、造林事業補助金、それから間伐等森林整備促進対策事業補助金、これあの先ほど説明申し上げます通り、旧上財産区有林分の事業を行った場合の補助金を10月以降ですね受け入れるものでございます。それからその下、素材生産売上収入。これも同じでございます。10月以降の素材生産収入分でございます。基金繰入金で上財産区繰入金でございますが、これは先ほど特別会計で繰り出しました金額でございますが、1,000円だけ金額が違いますが、これは1,000円以下の端数の分の違いで、歳入歳出1,000円だけは違うのは、そういうことでございます。歳入の部、7ページ下の表でございます。林業費の中で一番上、委託料、町有林管理業務委託料、これが監視員分の委託料でございます。それから積立金、林業基金積立金、先ほど可決いただきました林業振興基金に2億円を積み込むものでございます。次に公有林整備事業費、12番から13番、これは旧上財産区有林の10月以降の見込み分の支出等でございます。17番、公有林財産購入費、これが先ほどありました29年度で分収林買い上げを予定しております1件分の購入費の計上でございます。それから先ほどの1枚紙でですね、資料をお配りいたしておりますけれども、そのことについて説明をちょっとつけ加えさせていただきたいとします。企画財政課長よりありましたとおり、他会計からの繰入金につきましては、特別財源扱いがされませんので、すべて一般会計の一般財源ということの財政のルールがあるということでございます。それで実際はどういうものに充てていくかという説明の資料でございまして、上段の歳入の部、上財産区繰入金2億3,382万1,000円と歳出のほうは一般管理費の中で、地域活性化交付金に9,020万、それから林業振興費積立金、林業振興基金積立金の2億円のうち1億円、それから公有財産購入費、これも先ほど言いましたとおり29年度分収林買い上げの残りの分1件分、316万1,000円でございます。これがこの合計1億9,336万1,000円が今回予算計上いたしました分でございます。なお、今後分収林買い上げへの可能性がある分としてですね、まだ上地区に継続あるいは方針が未定であるというところが22件ございまして、これが2,260万5,000円ござ

います。そういうことでそこまでしめると最終的に一般財源として残りますのは、1,785万5,000円ということでございます。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。11番、小見田和行議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 活性化交付金についてお伺いいたします。以前の全協等でも説明を受けておりますが、主な内容とかで説明を受けております。実際あの交付金を交付するにあたってですね、交付の要綱等はもう揃っているのか、ある程度その辺があつてのことの以前の説明があつたものと解しておりますので、それがいいのかどうかですね。それから、これに似たような趣旨がですね、まちづくり基金の中にも同じようなことがありますて、町民の連携強化及び地域振興の推進というふうにあります。なんか類似してる部分があるものですから、この辺でこういう事業はできないのか。それといろんな事業につきまして多面的とか中山間等の重複してまいります。その辺のところのですね、やはり使い分けといいますか、どれが一番有効な手法になるのか。単なる9,000万以上のお金をですね交付金として交付する以上は、それなりの効果がないとですね、やはりあのふさわしいもんとは思いませんので、それがあつてのことなのか。それを伺いたいと思います。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。地域活性化交付金につきましては事業実施要綱を整備いたします。現在決裁中でございまして、10月1日から施行するというところで進めております。その中では、趣旨、交付対象事業、交付対象外事業、交付金の額、また諸手続を定めることといたします。他のまちづくりに関する補助金交付金、または、集落での活動に対する交付金等もございますが、まずこの交付金事業におきましては、区の総意で、その集落機能の強化または地域の活性化を推進するためという大きな目的趣旨がございまして、それを達成するために実施期間は5年間ということで定めております。5年間をおかけいただいて、十分に区で協議いただいて、区の全体で取り組むべき事業に充てることとしております。当然、町づくり交付金、補助金につきましても同様な趣旨でございまして、ですから、それぞれの補助事業も活用することはできますし、同じ区全体に効果が出るもの目的を達するものにつきましては、併用することも可能なかなというふうに組み立てているところでございます。

◎議長（山口 和幸君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 今の課長の答弁によりますと、交付の要綱についても精査して今の段階であると。やはりあの条例といいますかその辺のところも予算を審議するに当たってですね、やはりその辺の要綱等をやっぱり議会に示した上で予算の審議をすべきと思うんですけど、その辺はどうお考えなのか。それから結局、なんですかねまとまった金だと相当な大きな事業といいますか、ができるし、ばらけてしまふとなかなかそのこっちの意に沿わないようなことになりかねないというところもあります。それに今までですね、こういう交付金事業で国でもかなりなされてきたと思うんですよ。いわゆるふるさと創生だというのがありました。その辺のところ検証されてるんですよ。やっぱりあのあれで本当に創生がしたのか。その検証をですよね。それをもうしない。ただ、トップダウン的なのかボトムアップ的なのか、トップダウンでして現場がそれだけの意識があればよろございますけど、ない場合にはですね、本当にあの財源のむだ遣いになりかねる心配でございますのでそこら辺についても、まず交付の要綱等をですね本来は予算の前に出して審議すべきではないんですか。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。ご指摘の通り実施の要綱につきましてはお示しするものがあつたと思います。以前、この本会議の前に、皆様方に説明したものは概要的なものでございました。事実、要綱の案と

してお示ししていなかったことは、たなかった部分ということで考えております。それと、実施にあたって効果が出るように推進するために、今回職員を2人多い地区には3人になります、を配置いたしまして支援することとしております。で、支援にあつては、この交付金は区長様が代表になられて申請いただくことになります。ですから、区長様を初め、区の役員の方々に十分な制度の理解、交付金の目的を理解していただいた上で、区の役員会または総会等になるのかもしれませんが、協議をいただいて練りに練っていただくような体制をとってまいります。職員延べ全員115名、それぞれの区に入って事業が、全町的にすべての地区にも効果が出るように進めてまいります。そういうことで、要綱につきましてお示ししなかったことにつきましてお詫び申し上げますが、先ほど言いましたとおり、趣旨から諸手続を定める要綱でございます。本日持参しておりますので、その分を皆様に配布をすることは可能でございます。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 手元に資料があれば印刷して配布を願いたいんですけど、ようございませうか。

◎議長（山口 和幸君） 暫時休憩します。

休憩 午後1時59分

再開 午後2時14分

◎議長（山口 和幸君） それでは再開いたします。総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） 大変お待たせして申し訳ありません。ただいまお配りいたしましたあさぎり町地域活性化交付金事業実施要綱案でございます、を説明させていただきます。まず第1条では趣旨を規定しておりまして、この要綱は地域の活性化を目指すに当たって、町が目標とする健康づくり幸福の町づくりを推進するために、基本となる集落の絆を深める活動を実施することで、集落機能の強化を図り、地域の活性化を推進するために、区が取り組む地域活性化策に対し交付するあさぎり町地域活性化交付金に関し必要な事項を定めるものでございます。第2条では対象事業を規定しております。まず、取り組む事業を1号から4号まで規定しております。1号では、町が掲げる健康づくり幸福の町づくりに関する事業、2号では区民の交流促進に関する事業、3号では環境美化並びに施設の保護及び保全に関する事業、4号では他地域活性化に資する事業で対象事業を定めておりまして事業に要する経費とし、別表第1に定めております。6ページになります。5ページでございます。ここで、その支出の対象となる内容を定めているものでございます。謝金から備品資材購入費まで規定してございます。なお、下の米印にもありますが、経費は別に補助を受ける場合においてはその補助額を引いた残額を充てるということで、先ほど御質問いただきました他の事業との合わせての実施となる場合には、その補助金を先に充てるということにしております。また、施設整備に関する経費につきましては、後で説明いたします別表第2にある交付金額の半額を上限とするという規定にしております。ハード事業に関しては、半額までという規定でございます。また、最初にお戻りいただきまして、第3条では交付対象外事業を定めております。この1号から5号まで掲げているものは、交付金事業の対象といたしません。第4条では、交付金の額を定め、別表第2になります。6ページ、7ページに規定してございます。7ページの下段の備考のとおり規定しておりまして、均等割額を1区当たり100万円といたします。世帯数割額は、平成29年度本年度に区長から申し出のあった世帯数をもとに以下の計算により算定しております。次に、上地区におきましては加算額を設け、上地区の区に対し1区当たり50万円としております。ただし、西別府区は100万円といたしております。また、最初のページにお戻りください。5条から6条次のページ、7条、8条、以下はですね、交付金の交付の手続を示したものでございます。交

付申請の方法、交付決定の方法、または実績報告交付確定の方法を定めておりまして、最後の第11条からは、事業実施者が次の各号に該当すると認めるときには、必要な措置をとるべきことを命ずることができるという是正のための措置を規定しております。12条では、先ほど申しあげました行政区支援員の設置を規定しているものでございます。補足といたしまして、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるとしております。施行日は告示の日からとしておりますが、10月1日から施行するということで進めておるところでございます。以上、簡単ではございますが、この交付金事業の実施要綱について御説明させていただきました。以上です。

◎議長（山口 和幸君） ほかに質疑ございませんか。13番久保田久男議員。

○議員（13番 久保田 久男君） はい。13番です。一つ伺いたいと思います。須恵・深田はですね、深田地区はですね、合併時に区の再編があつておりまして、今回のこの交付金事業で大変あの区長さんたちが御苦労されるんじゃないかなと、苦慮されるんじゃないかなという心配しております。といいますのも、統合していない区はですね、問題ないんだろうと思うんですが、実際の活動というのは、現在も旧行政区でやられてる部分が多いんですよ。つまり二重構造になってますので、今の状況はですね、そこら辺でそのあくまで区の活動としてもうその強く限定されるものなのか、あるいは旧行政区でやる場合にもそのこの対象になるとかですね、なんか少し緩やかな何かないと、ちょっと区長さん方が御苦労されんじゃないかなとちょっと心配しているところです。それから、第7条の2項に交付を受けた年度から5年間でやるということになっております。今回、5年間という期限つきであるんですが、私はもっともこの地区の活性化をするためにはですね、今後、このような活性化交付事業というのは、できれば継続してほしいなという思いであります。その点伺いたいします。

◎議長（山口 和幸君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） はい。ただいまの質問でございますけど、確かに私はそういった当該地の区に属しておりますので、全体で活動する内容と分かれて活動する内容が並存しているのは事実でございます。でもそう言いながらもですね、今回役場職員配置していますのは、それといったことの調整も含めてですね、ある程度柔軟でいいですか、やっていくと、それから、他のいい事例もこの役場の中で共有しますので、そういったところもお伝えして活動がよりですね、スムーズにいけることを考えていきますので、今言われました二重口座についてはですね、十分配慮しながらですね、進めるように指導していきたいと思います。それから5年という一つの期限を入れたのはですね、やっぱり区切りは一応つけてやったほうがよかろうというふうなことで区切りをつけさせていただきました。この交付金事業がですね、スムーズにまた機能がうまくいくことを願っているわけですけど、これ継続性をしたいということであれば、またそれはその時の判断と思いますけれども、いずれにしてもですね、じゃあその間に使い切ってくださいということもですね。現実には難しい部分があるかなという気もしております。ですから、これはちょっとはつきり書いておりませんけど、まあですね、いろいろやられましても、一部基金が残ったらどうするのかっていう課題も残ってますので、そういったまた今後要綱等でですね、きちっと進めていきたいなと思っているところでございます。

◎議長（山口 和幸君） 久保田議員。

○議員（13番 久保田 久男君） 私はですね個人的には今回のこの交付金事業でですね、区が一体化することにつながればいいなと私は期待しているところです。ですからできればですね、今後5年といわず継続してやっていただければということで申しあげました。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 答弁よかですか。町長。

●町長（愛甲 一典君） 全く私も同じような思いであります。できればですねこれを機会に、より周辺がですね、一体感を持って進んでいけばいいなと思っておりますので、そういった方向で、活動していきたいと

思っております。

◎議長（山口 和幸君） 他に質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。ないですね。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第29号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第20 諮問第3号～日程第21 諮問第4号

◎議長（山口 和幸君） 日程第20、諮問第3号及び日程第21、諮問第4号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを一括して議題とします。

◎議長（山口 和幸君） お諮りします。本件は、お手元に配付しましたそれぞれの意見のとおり、適任と答申したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第3号及び諮問第4号はお手元に配付しました意見のとおり、適任と答申することに決定をいたしました。

日程第22 発議第2号

◎議長（山口 和幸君） 日程第22、発議第2号、熊本地震被害者の住宅再建に関する意見書についてを議題とします。本案について提出者の趣旨説明を求めます。奥田厚生常任委員長。

○委員（奥田 公人君） はい。発議第2号、平成29年9月15日、あさぎり町議会議長、山口和幸様 提出者、あさぎり町議会厚生常任委員会委員長、奥田公人。熊本地震被害者の住宅再建に関する意見書について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第10条第3項の規定により提出します。提出理由。熊本地震により被災したすべての住民が住宅を再建し元通りの生活を取り戻せるよう、一部損壊の住宅への支援半壊以上の住宅が債権可能となるよう、被災者及び被災自治体への支援の増額を求めるためであります。以上であります。

◎議長（山口 和幸君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから発議第3号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第23 発議第3号

◎議長（山口 和幸君） 日程第23、発議第3号、全国森林環境税の創設に関する意見書についてを議題と

します。本案について提出者の趣旨説明を求めます。久保田建設経済常任委員長。

○議員（１３番 久保田 久男君） はい。発議第３号、平成２９年９月１５日、あさぎり町議会議長、山口和幸様 提出者、あさぎり町議会建設経済常任委員会委員長、久保田久男。全国森林環境税の創設に関する意見書について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第１０条第３項の規定により提出します。提出理由、平成２９年度税制改正大綱において、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め、都市地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税、仮称の創設に関し、平成３０年度税制改正において結論を得ると明記されたことから、森林林業山村対策の抜本的強化を図るための全国森林環境税の早期導入を強く求めるための提出であります。よろしくをお願いします。

◎議長（山口 和幸君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから発議第３号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、発議第３号は原案通り可決されました。

◎議長（山口 和幸君） 本会議で議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することに決定しました。

◎議長（山口 和幸君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。平成２９年度あさぎり町議会第４回会議を閉会します。

●議会事務局長（片山 守君） 起立、礼、お疲れ様でした。

午後２時２９分 閉 会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 山 口 和 幸

署名議員 永 井 英 治

署名議員 皆 越 てる子